

播磨町スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、播磨町（以下「本町」という。）のスポーツ振興に功績顕著な者並びに権威ある大会において優秀な成績を収めた選手及びその指導者を表彰することにより、本町のスポーツの向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ勲功賞
- (3) スポーツ優秀選手賞

特別賞

優秀賞

奨励賞

(受賞者の資格)

第3条 次の各号に該当する者として推薦を受けた者とする。

- (1) スポーツ功労賞

ア 本町のスポーツ振興に著しい功績のあった者

イ 本町にあって、多年スポーツ指導に精励し、著しい功績のあった者

- (2) スポーツ勲功賞

ア スポーツ優秀選手賞を受賞させた指導者

- (3) スポーツ優秀選手賞

ア 特別賞は優秀賞に該当する成績を収めたものの中から特に成績の顕著な者

イ 優秀賞は、スポーツ競技に特に優秀な成績を収めた者

ウ 奨励賞は、スポーツ競技に優秀な成績を収めた者

(選考並びに決定)

第4条 被表彰者については、前条の推薦に基づき播磨町スポーツ賞表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）で決定する。ただし、選考委員会の開催後に実施される大会に伴い該当者の推薦があった場合は、選考委員の承認を得て、その年度内に表彰する。

(表彰の方法)

第5条 被表彰者には、表彰状と記念メダル又は楯を贈る。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、当該年度の2月に行う。ただし、緊急の場合は、随時に表彰することができる。

(推薦の方法)

第7条 推薦者は、第3条に該当する者があるとき、播磨町スポーツ賞推薦書(別記様式)を毎年12月末日までに町長に提出するものとする。

(選考の基準)

第8条 各賞の選考基準は、別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年度の表彰から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。